



The Garden City
つなぐ、守山

第5次 守山市総合計画

平成23年度(2011年度)～令和7年度(2025年度)

「わ」で輝かせよう ふるさと守山

『豊かな田園都市』をめざして

2021改定版

2020年7月1日
守山市制施行

50
周年

令和3年(2021年)3月

守山市

「わ」で輝かせよう ふるさと守山



平成 23 年（2011 年）に策定した第 5 次守山市総合計画は、基本構想、基本計画からなり、計画期間を平成 23 年度（2011 年度）から令和 2 年度（2020 年度）の 10 年間と定め、「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」を基本理念に、市民参加と協働のまちづくりを基本姿勢に据え、4 つの基本方針、「心」・「絆」・「まち」・「水辺とみどり」が輝くふるさとづくりに、市民の皆さまとともに着実に取り組んでまいりました。

この 10 年間で我が国の情勢は大きく変化し、少子高齢社会の進展への対応はもちろん、人口減少社会に対応した「地方創生」の取組の必要性が叫ばれ、本市においてもやがて到来する人口減少局面をしっかりと見据えなければなりません。

また、新型コロナウイルスにより私たちの生活様式は一変し、ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえたまちづくりをはじめ、デジタルトランスフォーメーション¹を含めた ICT（情報通信技術）の急速な進展への対応、脱炭素社会に向けてのグリーンリカバリー²等、今後の行政として新たな課題に対応した施策を推進する必要があります。

このことから、現行の総合計画における基本構想は継承しつつ、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間で計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

総合計画は、市民と行政それぞれが具体的に成すべきことを共有する指針です。

守山市は令和 2 年（2020 年）7 月に市制施行 50 周年を迎えたところであり、有識者から成る「守山みらい懇談会」の提言を踏まえて、50 年先にめざすまちの姿として『豊かな田園都市』を掲げて、市民の皆さまとともに力を合わせて、まちづくりを展開してまいりたいと考えております。

この総合計画が描く未来を皆さまと共有し、守山市民憲章に掲げる「のどかな田園都市」を基軸としつつ、市民一人ひとりの心身の「豊かさ」、自然環境や教育文化等の「豊かさ」をさらに追及した「豊かな田園都市」をめざし、これからの子どもたちに夢を語れる「ふるさと守山」を創造してまいります。

令和 3 年（2021 年）3 月

守山市長 宮本和宏

¹ デジタルトランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）：IT（情報技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるという概念

² グリーンリカバリー（Green Recovery）：新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法



目次

第1部 序論	7
第1章 守山市総合計画とは	8
第2章 計画の構成と期間	9
第3章 計画策定の背景	10
第2部 基本構想	13
第1章 将来の都市像	14
第2章 基本方針	16
第3章 まちづくりの基本姿勢	18
第4章 構想の指標	20
1 人口	20
2 土地利用の方針	24
第5章 施策の大綱	28
1 心が輝く学びのふるさとづくり	28
2 絆で輝く安心のふるさとづくり	30
3 まちが輝く個性と安全のふるさとづくり	32
4 水辺とみどりが輝くうるおいのふるさとづくり	34
第6章 守山市総合計画とSDGsの一体的な推進について	35
第3部 基本計画	39
第5次守山市総合計画基本計画の見方	40
1 心が輝く学びのふるさとづくり	
1-1 人権・同和・平和	42
1-2 男女共同参画	44
1-3 学校教育	46
1-4 社会教育・青少年育成	48
1-5 スポーツ	50
1-6 多文化共生・国際交流	52
1-7 文化財・文化・芸術	54
2 絆で輝く安心のふるさとづくり	
2-1 地域福祉	56
2-2 障害者(児)福祉	58
2-3 高齢者福祉	60
2-4 就学前教育・児童福祉	62
2-5 健康づくり・保健予防	64
2-6 医療	66
2-7 母子・父子福祉	68
2-8 生活困窮者対策	70
2-9 保険・年金	72

3 まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

3-1 農水産業	74
3-2 商工業	76
3-3 観光	78
3-4 勤労者福祉・就労支援	80
3-5 危機管理	82
3-6 防災・消防・救急	84
3-7 交通安全・防犯	86
3-8 消費生活	88
3-9 都市計画	90
3-10 都市景観	92
3-11 住宅・宅地	94
3-12 河川	96
3-13 上・下水道	98
3-14 総合交通体系	100

4 水辺とみどりが輝くうるおいのふるさとづくり

4-1 公園	102
4-2 緑化	104
4-3 水辺環境・自然環境	106
4-4 地球環境保全	108
4-5 廃棄物対策・リサイクル	110
4-6 公害防止・生活環境	112

5 まちづくりの基本姿勢

5-1 市民参加・まちづくり・コミュニティ	114
5-2 広報・広聴・情報公開・情報通信	116
5-3 健全財政・行政運営	118
5-4 政策形成・広域行政・地方創生	120
5-5 愛着と誇り(シビックプライド)	122

資料編 125

第5次守山市総合計画の体系図	126
5年後の目標(成果指標・活動指標)一覧	128
中期基本計画における成果指標・ 活動指標の達成状況(評価)について	138
第5次守山市総合計画における行政項目と SDGsにおける17ゴールの関係	146
守山みらい懇談会提言書 概要	148

第1部

序論

第1章 守山市総合計画とは

第2章 計画の構成と期間

第3章 計画策定の背景

第1章 守山市総合計画とは

守山市は、「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」を基本理念とする第5次守山市総合計画を平成23年(2011年)に策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを展開してきました。本総合計画は、基本構想の期間を平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)の10年間とし、計画期間を前期と後期に分けて計画しており、基本計画は、時代の変化や新たな課題に対応するために社会経済状況の変化をみながら、中間年度の平成27年度(2015年度)に必要な見直しを行っています。

その計画期間において、目標年度である令和2年度(2020年度)における人口フレームは概ね現行計画の策定時の推計通り(84,000人)となっており、現在においても人口は増加を続けていますが、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年(2018年)人口推計によれば、本市の人口は令和17年(2035年)から令和22年(2040年)にかけて減少に転じる見込みであるとされています。

このため次期総合計画は、こうした状況をできるだけ精緻に見極め、人口減少局面を見据えた上で、計画を策定することが必要であります。それまでの間は、引き続き現行計画の延伸による取組を進めることが効果的であると考えています。

以上のことにより、現行計画で掲げるまちづくりの方向性は、今後も継続してめざすべきものと考えられ、現行計画の基本理念である「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」に基づく「基本構想」を引き継ぎ、その実現のための具体的な施策や方向性により構成された「基本計画」において必要な見直しを行い、第5次守山市総合計画を令和7年度(2025年度)まで延伸することとしました。

このような中、市制施行50周年を契機に開催した「守山みらい懇談会」において、50年先のまちの姿として『豊かな田園都市』をめざすこととする提言を受けました。

今回、基本計画の見直しにあたり、この提言を踏まえつつ、少子高齢化のさらなる進行や自然災害の激甚化、ICTの急速な発展や社会のグローバル化、さらには地域コミュニティの希薄化や新型コロナウイルス感染症の影響など、現在の本市を取り巻く、多様で複雑な課題に対応する政策をまとめ、今後5年間の行政運営の指針となるように策定しました。

1…まちづくりの基本となる最も重要な計画

この計画は、各分野における計画や施策の基本的な指針となり、効果的な事業展開を図るうえで最も重要な役割を果たすものです。

2…市民参加により策定する計画

この計画の策定にあたっては、市民アンケート調査等を実施するなど、策定過程に市民が多様に参加し、そこで出されたご意見をできる限り反映させることにより策定したものです。

3…あらゆる主体に共有されるまちづくりの指針

この計画は、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加する中で、新しい守山市を築いていくためのめざすべき市の姿や目標達成のための基本的な方向性を示しており、行政やその関係機関だけでなく、市民をはじめ市民公益活動団体や民間事業所等あらゆる主体に共有されるまちづくりの指針となるものです。

第2章 計画の構成と期間

第5次守山市総合計画は「基本構想」「基本計画」および「実施計画」で構成されます。

基本構想

基本構想は、守山市がめざす将来像を掲げて、基本方針、主要指標を設定し、その実現のための施策の大綱を総合的、体系的に示すとともに、計画推進のための基本姿勢を示したもので、これからのまちづくりの根幹をなすものです。

計画期間は今まで、平成23年度(2011年度)を初年度とし、令和2年度(2020年度)を目標年度とする10年間としていましたが、計画期間を5年間延伸し、令和7年度(2025年度)を目標年度とした15年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想で示した施策の大綱の分野ごとに、施策の方向と計画推進の方策をより具体的に示すものです。

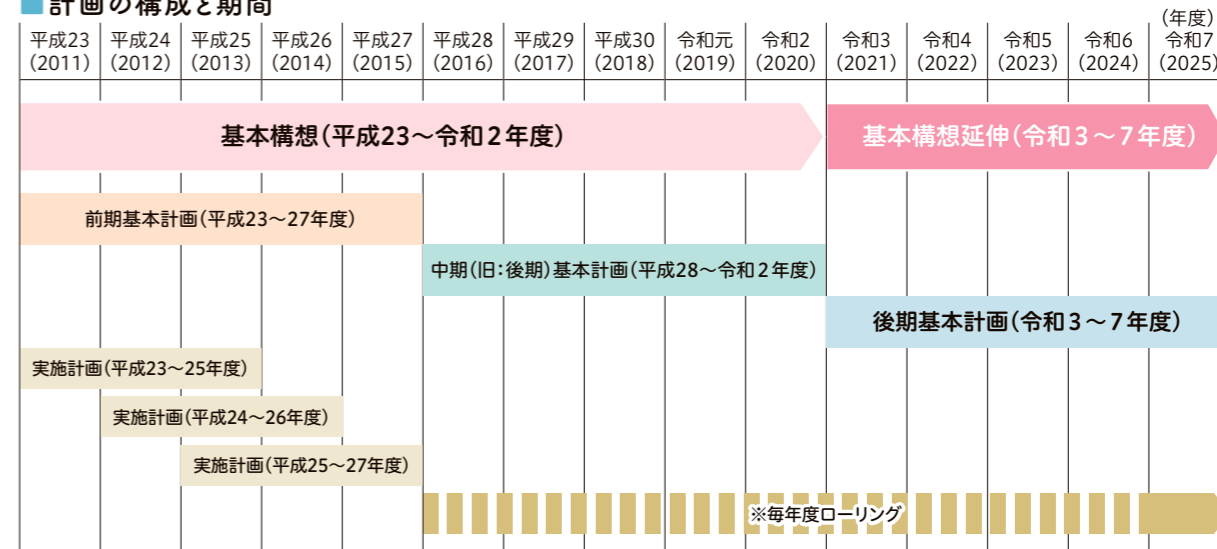
時代の変化や新たな課題に対応していくため、基本構想の計画期間を前期と後期に分けて各5年間計画していましたが、第5次守山市総合計画の計画期間を5年間延伸したため、今までの前期計画を、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)のままとする一方で、今まで後期計画であった平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)については中期計画に置き替え、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)については、新たに後期計画として計画することとします。

実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を効果的に実施するため、事業の熟度、優先性および財政状況等に基づき、主要な事業の年次計画を明らかにするもので、各年度の予算編成の指針となるものです。

計画期間は3年間とし、各年度における事業の進捗状況や、財政事情等を勘案しながら、ローリング方式で毎年度見直しを行います。

■ 計画の構成と期間



第3章 計画策定の背景

1 | 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

わが国は、人口に占める高齢者の割合が増加する「高齢化」と、出生率の低下により若年者人口が減少する「少子化」が同時進行し、日本の総人口は平成17年(2005年)に初めて減少に転じ、その後も予想を上回る速さで人口減少が進んでいます。

こうした人口減少、急激な高齢化による人口構造の変化は、労働力の減少や産業における競争力の低下などによる経済活動の停滞、医療・介護負担の増加等による社会保障費の増大等をもたらす、社会全体の活力が弱まることが予想されます。

このため、今後のまちづくりにおいては、誰もが健康で、生きがいを持ち、希望に応じて意欲、能力を活かして活躍できる社会や、子どもを安心して生み育てることができる社会の実現が求められています。

2 | 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大と「新しい生活様式」

令和2年(2020年)において、新型コロナウイルスの世界的かつ急速な感染拡大は、これまでの経済、社会、生活を一変させられるほどの大きな影響を及ぼしました。

政府の特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令に伴い、全国的な外出自粛や営業施設の休業要請をはじめ、小中学校の臨時休校、緊急経済対策の実施など、国を挙げて感染拡大防止対策に取り組んできましたが、緊急事態宣言解除後においても事態の収束は未だ見通せない状況にあります。

そのような中、新型コロナウイルスと共存せざるを得ない「with コロナ」の時代の中で、感染拡大の防止と経済活動の両立を図るためには、「新しい生活様式」を生活の一部として実践することが重要であり、行政サービスの提供においてもICT活用の加速化など、時代に即した柔軟な対応が必要となっています。

3 | ICTの急速な発展

近年のICTの飛躍的な技術革新と幅広い層への普及によって、社会全体に大きな変革をもたらす、特にスマートフォンなどのモバイル端末については、現代の多くの人々の生活と切り離せない存在となりました。

IoTやAI(人工知能)に代表されるICTの発展は、私たちの生活を便利に、そして豊かにする一方で、情報格差や個人情報の流出、インターネットを悪用した犯罪や人権侵害など、新たな問題も生じており、ICTを正しく適切に、利用・活用ができるように利用者のICTリテラシーの向上が必要となっています。

また、日進月歩する新たな技術は、少子高齢化など様々な社会的課題や困難を克服する手段として期待されています。産業や社会生活に効果的に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を図り、一人ひとりが快適で活躍できるSociety5.0(超スマート社会)の実現がめざされています。

※ Society5.0:「狩猟社会(1.0)」、「農耕社会(2.0)」、「工業社会(3.0)」、「情報社会(4.0)」と現代まで移り変わってきた社会変革に続く次の社会構想で、AI(人工知能)やロボット等の働きによって、あらゆる人が快適に暮らすことができる社会のこと。

4 | グローバル社会の進展

現在の世の中は、経済、文化、芸術、社会、情報、政治等において、国の枠を越えて世界規模でお互いに影響を与え合うグローバル社会になっています。

国家間の交通手段の低コスト化や世界的シェアを持つ企業の台頭、そしてICTの急速な発展により、世界中で様々な交流が活発に行われるようになりました。

しかし、グローバル化の進展による産業の空洞化や人材の流出などの問題も生じており、企業が人件費の安い海外へ生産拠点を移したり、世界的な大企業に日本企業がシェアを奪われたりするなど、産業面において大きな課題をもたらしています。

一方、現在は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていますが、海外からの観光客や就労者も近年大きく増加しており、多文化共生のためのより良い環境整備も必要となっています。

5 | 自然災害の激甚化

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災をはじめ、平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震、近年頻発する台風や集中豪雨などによる大規模な自然災害が日本の各地で発生しています。特に南海トラフ地震の30年以内の発生確率は70%~80%程度とされており、いつ起こるか分からない大規模な自然災害などから、市民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりが求められています。

6 | 脱炭素・循環型社会への対応

人間の産業活動の活発化がもたらした、大量生産・大量消費・大量廃棄は自然界に大きな負担を与えました。その結果、天然資源の枯渇や地球温暖化などの地球規模での環境影響の様々な問題が生じており、それらの問題を解決しなければ将来的に人間社会の継続はできません。

そのためには、今までの社会経済活動のあり方を見直し、食やエネルギーの地産地消をはじめ、衣食住などのライフスタイルの変革による脱炭素・循環型社会の実現をめざす必要があります。

特に廃棄物を少なくする考えとして「3R(リデュース・リユース・リサイクル)」があり、一定認知度は高まっていますが、継続して取り組む必要があるため、より一層意識を高めていくことが求められます。

今後においても、持続可能な脱炭素・循環型社会の構築に向け、市民・地域・企業・行政等のあらゆる主体が一体となって取り組み、かけがえのない地球環境を保全し、次世代に引き継いでいく必要があります。

※ 3R: Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称。
 ・Reduce(リデュース)は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。
 ・Reuse(リユース)は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。
 ・Recycle(リサイクル)は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。

7 | 地域コミュニティの希薄化

本市は、高い自治会加入率に代表されるように、人と人の絆が強く、活発な市民活動が行われています。しかしながら、核家族化の進行や、集合住宅の増加、地域住民意識やまちづくりの関心の低下により、自治会による地域活動への参加の減少をはじめ、自治会役員等の高齢化による地域活動の担い手不足が顕在化しつつあります。

そうしたことから、次世代を担う若い世代を中心とした幅広い層の地域活動への参加を促す取組や、地域にいる誰もがまちづくりの当事者である意識を持ち、主体的に地域活動に関わることができる地域づくりに取り組むことが求められています。

8 | ライフスタイルとワークスタイルの多様化

近年の技術革新や、グローバル化の進展などにより、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。

仕事と家庭の両立を希望する女性が増加していることや、自身の能力や個性を活かしながら活躍できる場所を望む高齢者が増えていること等から、自らの希望に応じた多様な働き方を選択できる社会環境づくりが求められています。

また、女性の社会参加の活発化に伴った男性の育児参加を支援する仕組みづくりが必要であり、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を踏まえた生産性の向上を図りつつ、生活と仕事の調和が取れた労働環境の定着に向け、社会全体で取り組む必要があります。

9 | 地方創生と持続可能なまちづくり

わが国では、世界に先駆けて人口減少・超高齢化社会を迎える一方、若い人材の東京一極集中傾向が加速化している状況にあります。国は、「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年(2014年)11月に公布し、地方の活力を取り戻すため、各自治体の創意工夫による地方創生を掲げ、各地域の特徴を活かした自立的で持続的なまちづくりに取り組んでいます。

また、自治体においては、持続可能な財政運営に努めることが求められており、少子高齢化や人口減少、産業の停滞等による税収の伸び悩みや社会保障費の増大、老朽化した公共インフラの整備等が見込まれる中、財政の健全性を維持するため、予算の重点的・効率的配分に向けて、今後、さらなる行財政改革に取り組むことが求められています。

10 | SDGsの推進

平成27年(2015年)9月、国際連合で採決された「SDGs(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)」は、「誰一人取り残さない」ことを理念として、令和12年(2030年)までに「経済」、「社会」、「環境」のバランスをとりながら持続可能な社会実現をめざす国際社会共通の目標です。わが国においては、平成28年(2016年)5月に政府内にSDGs推進本部が設置され、同年12月には、SDGsの実施方針が決定されており、その達成に向けた総合的な取組が求められています。

第2部 基本構想

第1章 — 将来の都市像

第2章 — 基本方針

第3章 — まちづくりの基本姿勢

第4章 — 構想の指標

第5章 — 施策の大綱

第6章 — 守山市総合計画とSDGsの
一体的な推進について

第1章 将来の都市像

まちづくりにおける「将来の都市像」は、市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政等がともにまちづくりを進めていくうえで共通にイメージできる方向を示したものであり、まちの個性が表現され、将来に向けたまちづくりの指針としての意味が込められたものです。長期的な視点でまちづくりを進めていくためには、この「将来の都市像」に基づき、まちづくりに携わる人々が同じ目標に向かってそれぞれの取組を推進することが重要となります。

第5次総合計画等市民懇談会や市民アンケート、各種検討会議でのご意見、また第4次守山市総合計画等これまでのまちづくりの方向性の魅力などを踏まえ、守山市の将来の都市像を「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」と設定します。

将来の都市像

「わ」で輝かせよう ふるさと守山

守山市は、市民憲章において「のどかな田園都市」守山市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとにおのおのが力を合わせて、すべての人々の幸せを願い生きがいのあるまちづくりを行うことを定めています。

市民を主役としてこうしたまちづくりを進めるにあたっては、人と人のつながりである「輪(わ)」、協力し合う「和(わ)」、対話する「話(わ)」、環境の「環(わ)」が、その根幹をなします。これらの「わ」を基に、市民が主体的に「心の輝き」や「ホタルの輝き」「街の輝き」「水面やみどりの輝き」など様々な形で守山市を輝かせる取組を進めます。

子どもからお年寄りまで市民一人ひとりが「わ」により、守山のまちづくりに関わることが絆を深め、温かさにあふれた地域共同体を形成していくことになり、守山の未来を力強く輝かせることとなります。

今住んでいる人もこれから市民となる人も、皆が守山というまちに誇りと愛着を持ち、安らぎが得られ、自分の『ふるさと』と感じられるようなまちづくりをめざし「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」の創造に取り組みます。

輪 人のつながり・絆

和 協力し合う関係

話 対話
コミュニケーション

環 環境
循環型社会

「力強い未来」の輝き

「心」の輝き

「絆」の輝き

「街」の輝き

「ホタル」の輝き

「美しい水面」の輝き

「あふれるみどり」の輝き

「わ」 で 輝かせよう

ふるさと守山

『ふるさと』とは、「その人が短からぬ年月住んでいる(住んだことのある)土地」「それに接すれば、心の安らぎが得られるところ」といわれるように、自分の居場所であり、もっとも安らげる、落ち着ける場所であるといえます。そして、それは自分という主役とその家族とのつながり、家族と家族のつながりを基本とした地域のつながり、そして学校や職場他、自分の生活のあらゆる場面を含めた舞台となります。

守山市にずっと住んでいる人にとっても、これから守山市に住む人にとっても、この守山という舞台が、自分の『ふるさと』、みんなの『ふるさと』としてさらに住み心地のいいまちとなるために、主体的に自分ができること、家庭でできることに努力しつつ、地域とのつながりを大切にしながら守山に関わるすべての人の『ふるさと』をつくりあげていきます。

「未来につなぐふるさとづくりストーリー」とは…

この計画に示す将来都市像が市民一人ひとりに浸透し、身近なものとなるように、すべての市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政等が「ふるさとづくり」を共通認識として、基本計画に示される各種施策・事業を様々な交流・連携のもとに取り組み推進するため、「第5次守山市総合計画」を「未来につなぐふるさとづくりストーリー」と意味づけ展開させていきます。

第2章 基本方針

将来の都市像『わで輝かせよう ふるさと守山』を踏まえて、分野別の基本方針を掲げます。
50年先のめざすまちの姿は、『豊かな田園都市 守山』です。

1 心が輝く学びのふるさとづくり

まちづくりは人づくりであり、人づくりの根幹は様々な学びの場であるといえます。子どもたちが「生きる力」を備えながらたくましく成長し、また、すべての市民が生涯にわたって伝統に学び、人権をおもじるまちづくりを進めます。
様々な学びの機会により心が美しく輝くような、学びのふるさとづくりを進めます。

2 絆で輝く安心のふるさとづくり

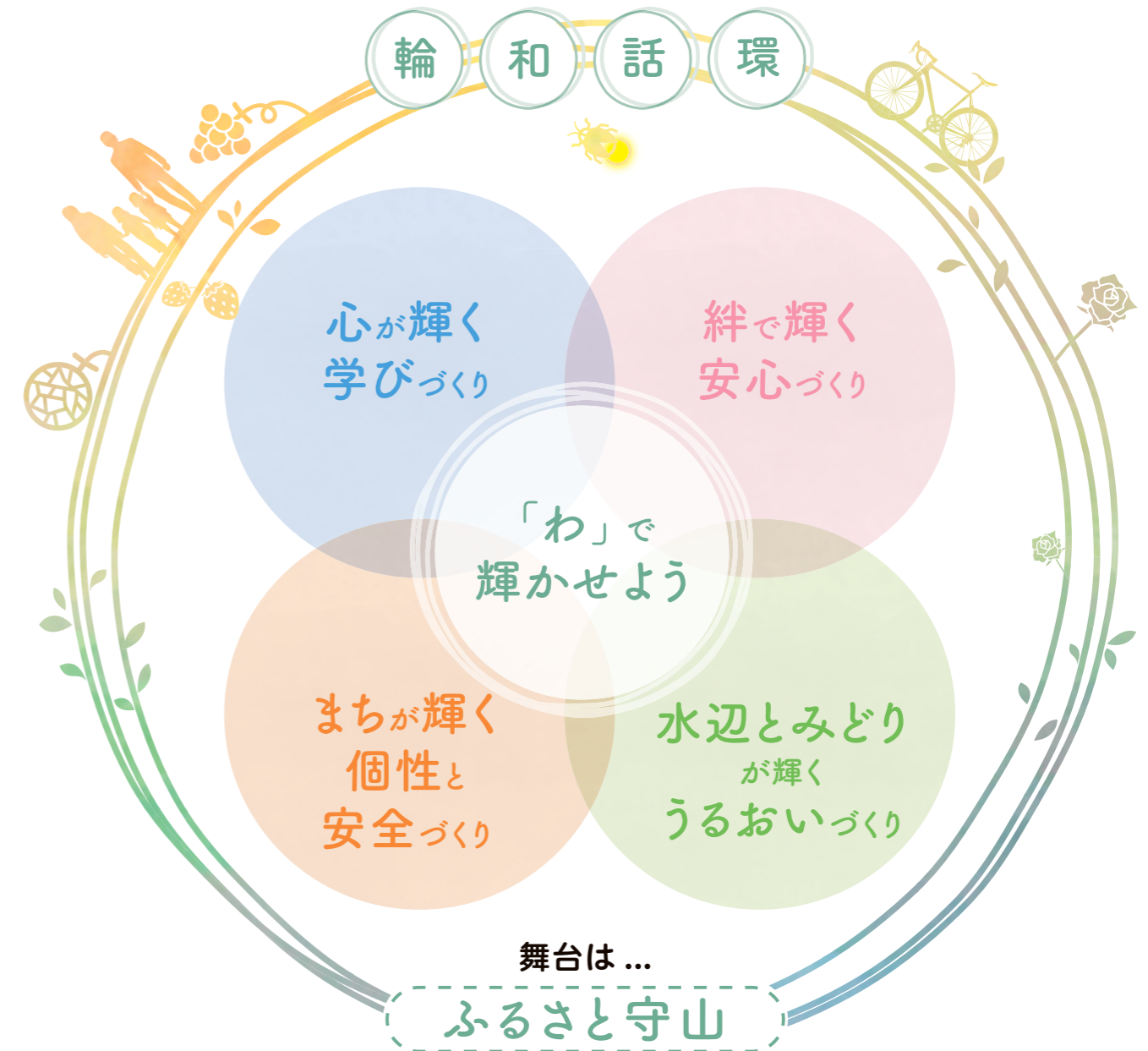
すべての市民が生涯を通して健やかに過ごせるために、福祉・保健・医療が連携したまちづくりを進めます。
また、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、ふるさと守山で支え合いながら誰もが心身の安らぎと幸せを感じることができる、絆で輝く安心のふるさとづくりを進めます。

3 まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

ホタルが生息する守山市の特性を活かし、その恵まれた環境でつくられる安心の産物づくりを内外にPRするとともに、活力のある産業の振興を進めます。
また、湖南地域の中核都市として都市機能を高めるとともに、安全で快適な生活環境づくりを進めます。
まちが輝く個性と安全のふるさとづくりを進めます。

4 水辺とみどりが輝くうるおいのふるさとづくり

人と自然の関わりを見直し共生社会を実現していくため、水辺や緑地の持つ役割を最大限に活かしたまちづくりを進めるとともに、環境に配慮した循環型社会の構築を進めます。
守山市の美しい水とみどりがいつまでもきらきらと輝き続けるうるおいのふるさとづくりを進めます。



50年先のめざすまちの姿

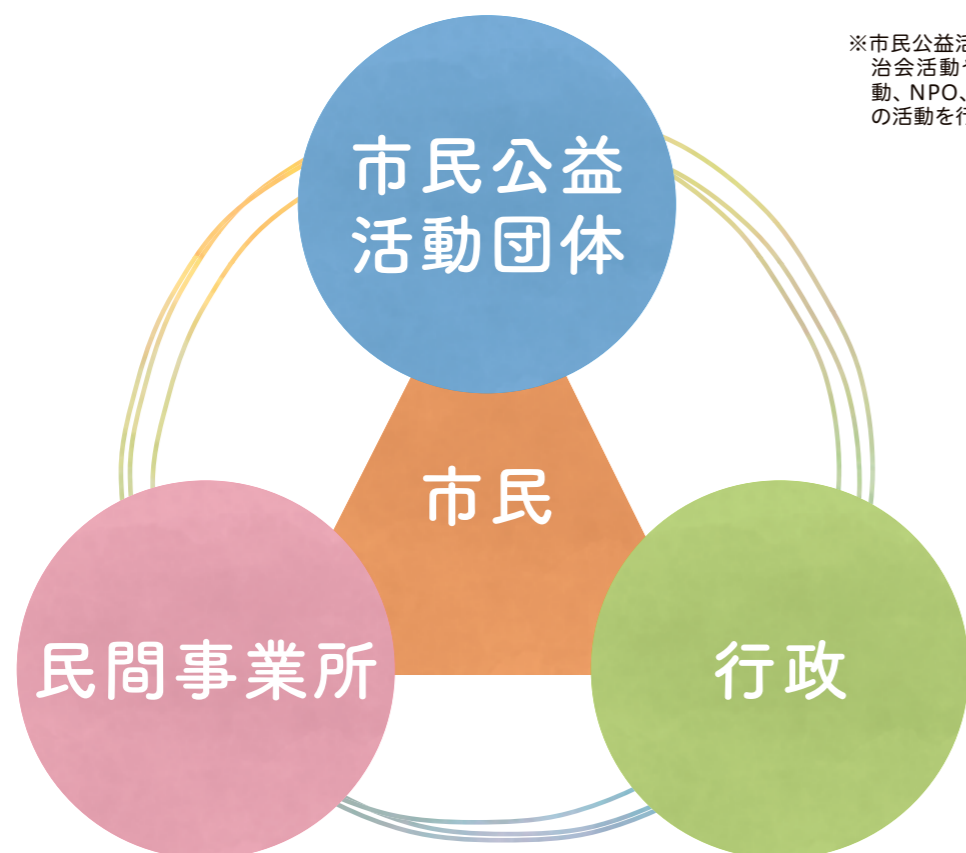
『豊かな田園都市 守山』の実現



(守山みらい懇談会提言書)

第3章 まちづくりの基本姿勢

本計画を進めるにあたっては、すべての市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政等が共通の認識をもってまちづくりを進めることが重要です。本計画を横断的につなぐ「未来につなぐふるさとづくりストーリー」として展開させるため、次のようなまちづくりの基本姿勢を示します。



※市民公益活動団体とは、自治会活動や各種団体の活動、NPO、ボランティア等の活動を行う団体

1 | 市民参加と協働のまちづくり～輪・和・話・環の視点～

この総合計画がめざす『わ』で輝かせよう ふるさと守山の実現のために、市民を主役としながら市民公益活動団体、民間事業所、行政等がそれぞれ異なった特性を持ち寄って公平な役割分担により、**輪** = 人と人とのつながりを大切に、**和** = 互いに協力し、**話** = コミュニケーション・情報共有を図りながら、**環** = 循環型社会を基盤とする「市民が主役のまちづくり」「未来につなぐふるさとづくり」「誰もが住みやすさを実感できるまちづくり」を推進します。

2 | 効果的・効率的な行財政運営

地方分権の進展やまちづくりの活性化への取組など社会環境の変化、多様化する行政需要に的確に対応するため、適切な受益者負担を求めるなど、市民の理解と協力のもと引き続き行政改革に取り組み、市民に的確なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、限られた財源の中、将来の負担を見通し、健全で効率的な財政運営により「自立した行政」の実現をめざします。

さらに、まちづくりの成果や進捗状況を適切に把握・評価・反映できる仕組みづくりを市民との協働により構築します。

3 | 広域行政の推進

交通・情報通信網の発達に伴って、市民生活や経済活動の範囲は行政区域を越えてますます広域化しており、交通・災害・医療また文化やスポーツの分野などにおける市民ニーズの多様化・高度化に応えるには、市行政の枠を超えた広域行政についてより一層の推進が必要となっています。このため、国や県また近隣自治体との連携の充実により効果的・効率的な広域行政を推進し、市民サービスの向上や行政運営の効率化など共通する地域課題に取り組みます。



第4章 構想の指標

1…人口

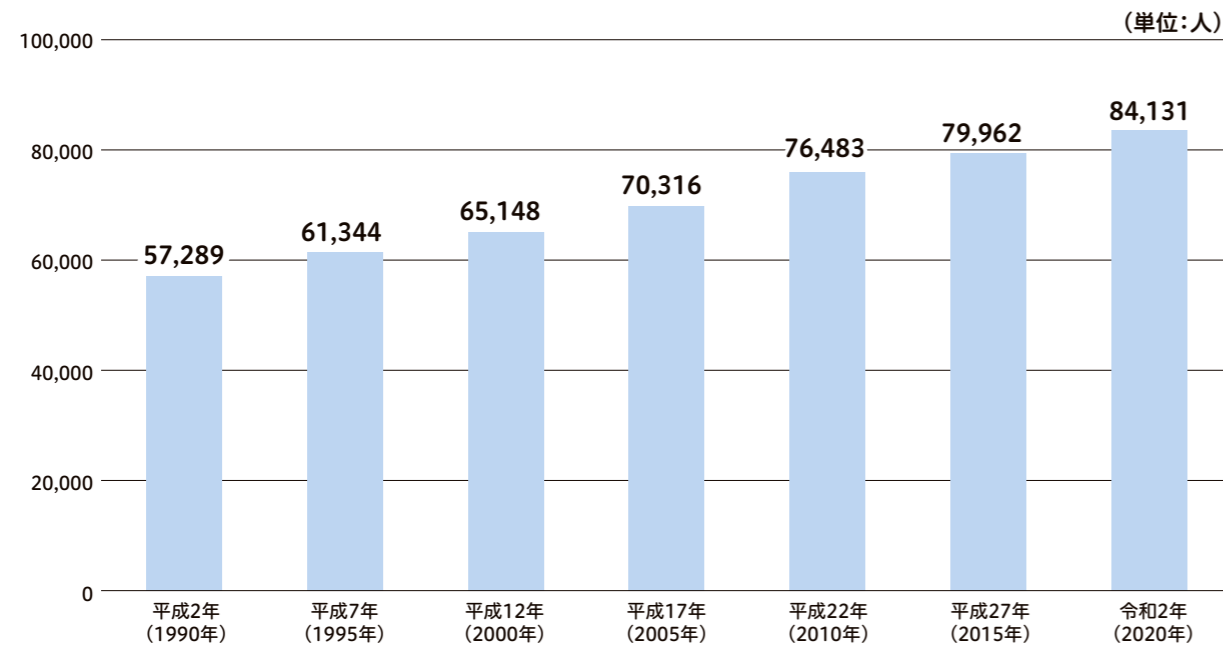
1 | 人口

①人口の状況

■総人口の推移

守山市の人口は、昭和40年代後半から新たな住宅・宅地開発による人口流入が増加し、京阪神都市圏のベッドタウンとして現在も増加傾向にあり、令和2年(2020年)9月末現在の総人口は84,131人(住民基本台帳および外国人登録)となっています。

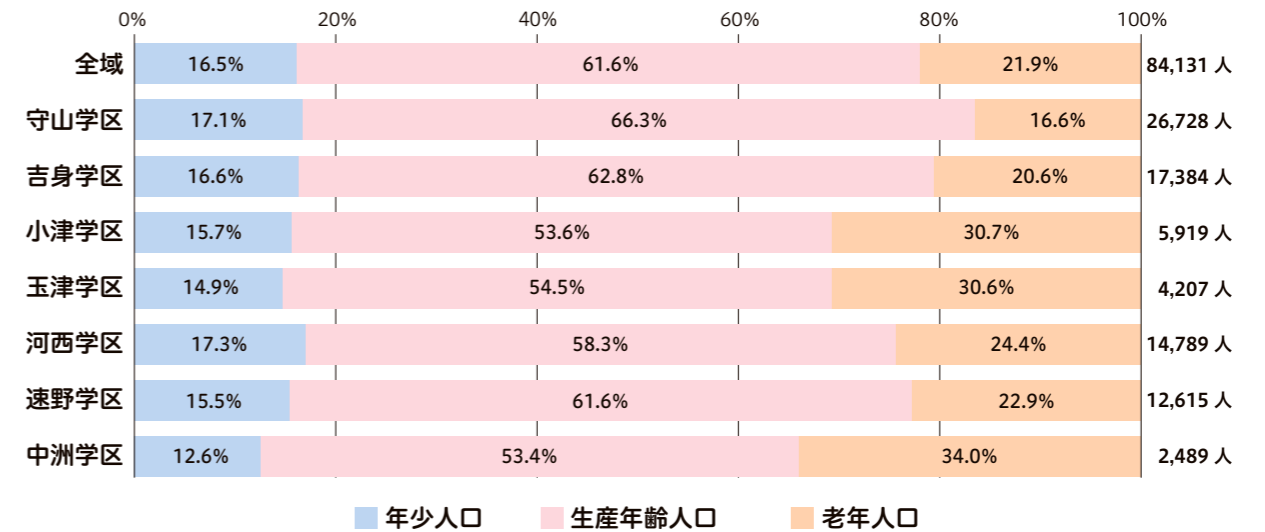
平成2年(1990年)以降、守山市の総人口の推移をみると年々増加しており、この30年間に1.47倍になっています。



*住民基本台帳および外国人登録をもとに作成しています。

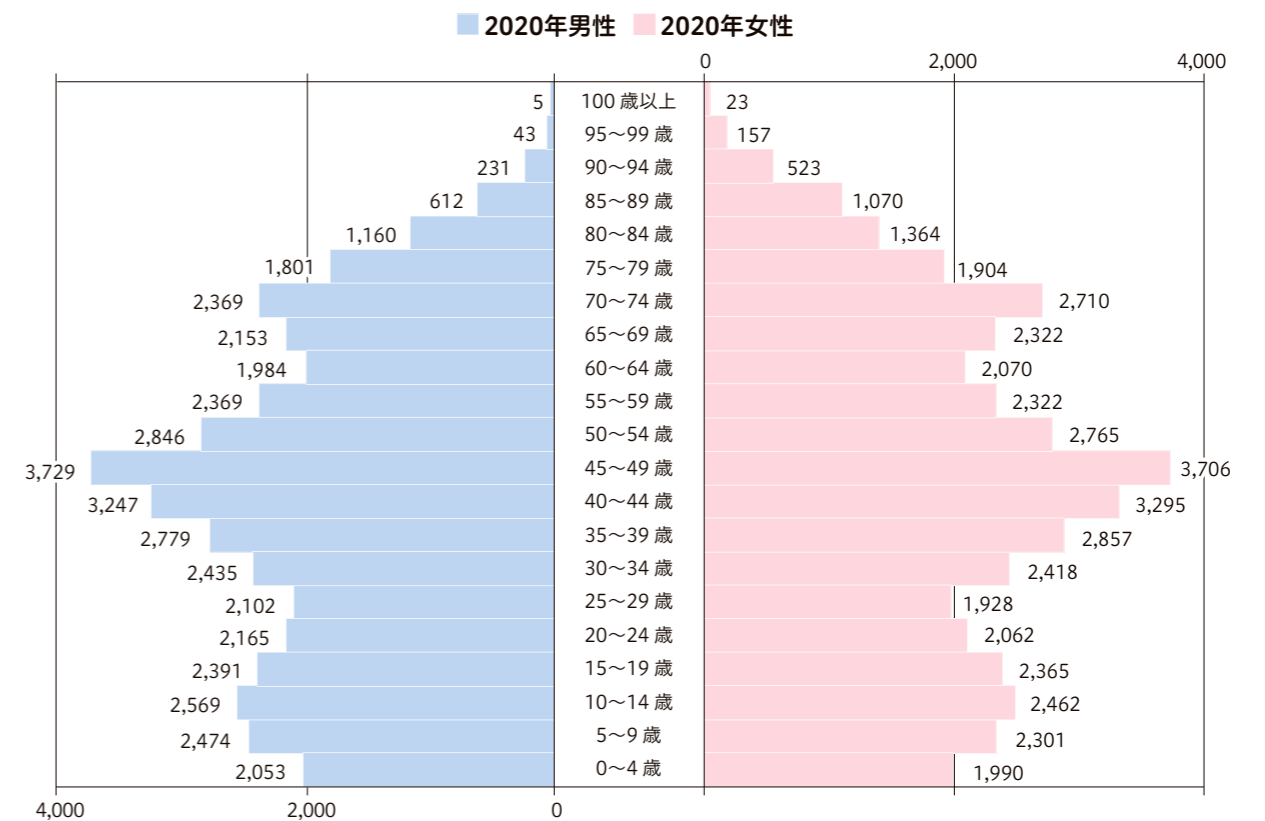
■年齢3区分別人口

令和2年(2020年)9月末現在の年齢3区分別人口の割合は、年少人口が16.5%、生産年齢人口が61.6%、老年人口が21.9%となっています。



■人口構成

令和2年(2020年)9月末現在の人口構成をみると、男女ともに40歳代が最も多く、特に第2次ベビーブーム世代(1971年～1974年生まれ)を含む年齢層(45～49歳)が5年段階別では最大人数を占め、20年後の令和22年(2040年)においては、当該年齢層が65歳以上に到達し、老年人口比率を大きく引き上げる要因となるため、今後急速に高齢化が進むと予測されます。



②人口の推計

■将来人口フレームの見直し

第5次守山市総合計画においては、目標年次としていた令和2年(2020年)における将来人口フレームを84,000人と設定しており、計画期間において人口は一貫して増加を続け、令和2年(2020年)9月末現在で本市の人口は84,131人とほぼ当初の推計どおりとなっています。

今後の本市の人口推計につきましては、国勢調査人口を基準とする平成30年(2018年)の国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)の推計によると、令和17年(2035年)は85,342人、令和22年(2040年)は84,918人とされており、当期間内において人口減少を迎えると予想されています。

しかし、社人研の人口推計は、過去の人口変動の実績データに基づき、将来の人口変動に投影したもので、将来起こる社会経済情勢の変化等を加味されたものではなく、市の施策を展開した後のめざすべき人口規模を設定する際には適していないものと考えます。

一方、本市が将来めざすべき人口規模を展望した「守山市人口ビジョン」(平成27年10月策定、令和2年3月改訂)においては、令和12年(2030年)に86,000人程度、令和22年(2040年)に88,000人程度の人口規模をめざすこととしています。

この「守山市人口ビジョン」は、「守山市地方創生プラン(第2期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略)」においても施策を展開するための基準となっており、人口の現状分析や地域の実情を踏まえ、様々な施策を展開することによるめざすべき将来の方向性を提示しているものであり、将来の都市像に向けて施策を展開する方向性を示した総合計画と主旨が合致するものと考えます。

以上のことから、「守山市人口ビジョン」の人口目標規模を以下のとおり、延伸後の総合計画の将来人口フレームとして設定します。

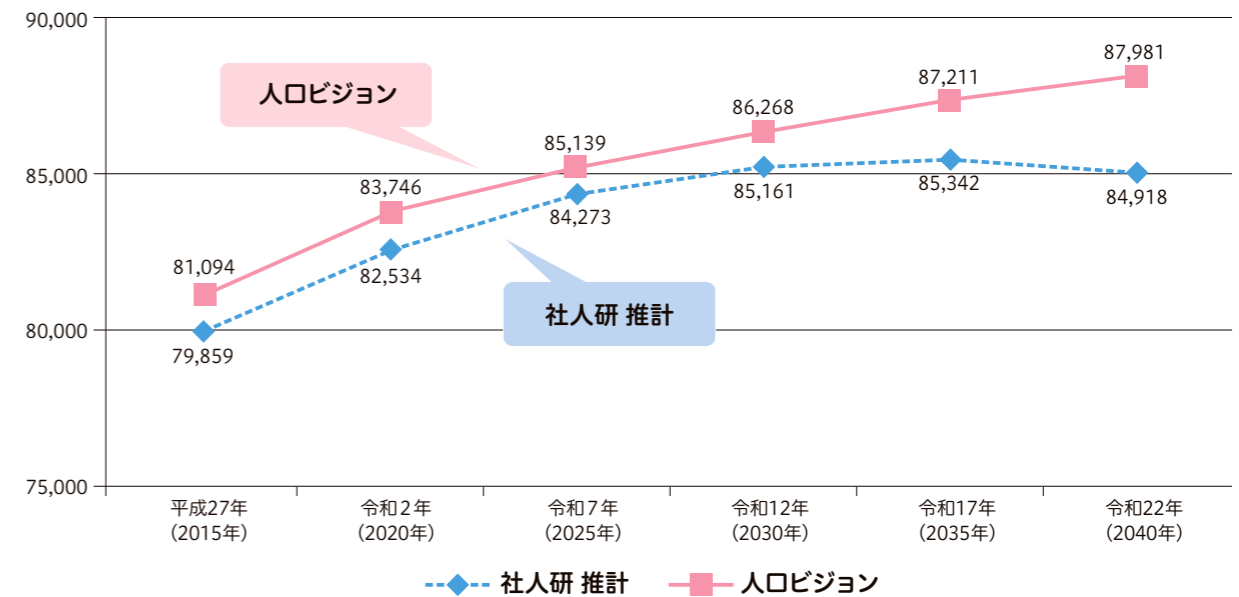
・総人口の推計

単位：人

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
社人研推計	79,859	82,534	84,273	85,161	85,342	84,918
人口ビジョン	81,094	83,746	85,139	86,268	87,211	87,981

総合計画の将来人口フレーム

令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
86,000人	88,000人



③学区別の人口推計(守山市人口ビジョンより)

守山市内の7学区別に、守山市人口ビジョンの目標年次令和22年(2040年)までの学区内人口総数の推計をみると、下表のようになります。

小津、玉津、速野、中洲の4学区で、人口総数が減少に転じる結果となっています。

■学区別人口推計

単位：人

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
守山学区	26,586	27,284	27,880	28,389	28,767
吉身学区	17,346	17,747	18,106	18,434	18,745
小津学区	5,863	5,817	5,738	5,620	5,492
玉津学区	4,108	4,073	4,026	3,967	3,885
河西学区	14,641	15,027	15,377	15,760	16,214
速野学区	12,701	12,757	12,776	12,750	12,666
中洲学区	2,501	2,433	2,364	2,291	2,212
総人口の推計	83,746	85,139	86,267	87,211	87,981

*学区別人口推計の合算数値と市全体の人口推計の数値は、端数調整により誤差が生じます。

2 …土地利用の方針

50年先の『豊かな田園都市』をめざして、市民憲章に掲げる「美しい水と緑を活かした秩序のあるまち」を実現すべく、市域全域において良質な景観誘導を図りつつ、駅周辺地域や湖岸地域の都市機能誘導区域等での必要な都市機能の立地誘導を行うとともに、住宅地における良好な住環境の確保、水景が映える湖岸、ホタルが舞う河川、落ち着いた緑地、農地等の自然環境の保全など、地域特性に応じて、うるおいがあり秩序のある土地利用を進めます。

土地利用の方針

- JR守山駅周辺に、文化・交流・にぎわいの核となる商業地の中心拠点区域を配置します。また、ライフスタイル・ワークスタイルの変化を踏まえ、歩きやすいまちづくりを進めるとともに、リノベーションまちづくりによる起業・創業や就労の場づくりを進めます。
- 中心拠点区域の周辺および北部市街地の主要幹線道路沿道に、日常生活の利便性に資する近隣商業地を配置します。
- 南部市街地のレインボーロード沿道は、沿道サービス機能の向上に資する沿道複合地を配置します。
- 市民交流ゾーンは、守山の発展のための貴重な土地であることに鑑み、市民ホールや市民運動公園等との相乗効果を発揮し、多くの市民が利用し、交流する機能の誘導を地区計画の活用により推進します。
- 湖岸エリアに琵琶湖等の自然環境や景観を活かした観光・レクリエーション地を配置します。
- 住宅地は、地域特性に応じて、うるおいと安らぎのある中低層住宅地や、一定の商業・業務機能等の立地を許容した一般住宅地を配置します。また、住宅地に存する文化財を活用したオープンスペースの確保により住環境の充実を図ります。
- 市街化区域内農地は、計画的な開発を誘導する一方、景観、環境、教育、防災、ヒートアイランド現象の緩和等の農地の多面的機能、市民の農業体験の機会の創出、市街地環境の保全、伝統文化の維持等が求められており、市独自制度により同農地の保全活用を進めます。
- 工業地については、既存工業団地における雇用確保や設備投資を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内回帰の傾向やサプライチェーン確保の重要性に鑑み、次代を支える産業の立地誘導を図るべく、工業地の拡大を推進します。
- 田園ゾーンについては、農地の多面的機能の観点から優良農地の保全を図るとともに、人口減少傾向の見られる集落については、地区計画の導入や空き家・空き地の活用によるコミュニティの維持・活性化を進めます。
- 良好な住環境を保全する観点から、景観条例による良質な景観誘導や緑地配置、高度地区による高さ規制等により、ゆとりとうるおいを有した魅力的な街並みの形成を図ります。
- 大規模な都市公園については、都市公園法改正の趣旨に鑑み、社会経済情勢を踏まえた多様なニーズに対応できるよう、P-PFI制度等によるにぎわい創出や社会福祉施設の立地等の有効活用を進めます。また、ホタル河川の保全・拡充を図ります。

1 | 商業地

中心拠点区域

- JR守山駅周辺を含む中心拠点区域では、本市の玄関口にふさわしい、文化・交流・にぎわいの核となる中心拠点区域を形成し、教育・文化・商業・行政・医療・福祉施設等の多様な都市機能の集積を図ります。また、守山駅前の渋滞緩和対策に取り組むとともに、小河川等を活かした憩いとふれあいの場を創出します。加えて、ライフスタイル・ワークスタイルの変化を踏まえ、歩きやすいまちづくりを進めるとともに、リノベーションまちづくりによる起業・創業や就労の場づくりを進め、都市の利便性を享受しながら魅力的な生活や就労ができる中心拠点区域をめざします。
- 本市の玄関口における良好な景観形成や住環境の充実を図るため、高度地区や壁面線指定による周辺環境に配慮した良質な開発を誘導するとともに、特定道路についての壁面後退や建築物のデザインのルール化および緑化の量や質等の規定の導入を検討するなど、中心拠点区域としてのエリア価値の向上に向けたまちづくりを推進します。
- 中山道沿道については、景観条例等により歴史的な街並みの保全を推進するとともに、景観上重要な建築物等の保全を推進します。

近隣商業地

- 新中山道沿道および北部市街地のレインボーロード沿道は、近隣商業地として位置づけ、周辺住民の日常生活の利便性の向上に資する商業施設等の整備を促進します。

沿道複合地

- 南部市街地のレインボーロード沿道は、沿道複合地として位置づけ、後背の住宅地の環境保全に配慮しつつ、沿道サービス機能の向上を図ります。

2 | 市民交流ゾーン

- 市民交流ゾーンは、市民ホール、市民運動公園や医療機関など公共公益施設が周辺に立地し、幹線道路沿いの利便性の高い貴重な土地であり、無秩序な土地利用により有効活用が阻害される恐れがあることから、市民交流ゾーンの地域特性を活かした秩序ある土地利用の誘導をめざし、市民ホールや市民運動公園等との相乗効果を発揮し、多くの市民が利用し、交流する機能の誘導を地区計画の活用により推進します。

3 | 観光・レクリエーション地

- 湖岸エリアは、観光・レクリエーション地として位置づけ、琵琶湖などの良好な自然環境や景観を活かした、保養・宿泊施設、観光・レクリエーション施設などの整備を促進します。また、ライフスタイル・ワークスタイルの変化を踏まえ、地域特性を活かしたワーケーションやリモートワークの場としてのポテンシャルも念頭に置き、取組を進めます。加えて、特別用途地区制度を活用し、秩序ある観光・レクリエーション地をめざします。

4 | 住宅地

- 市街化区域内の低・未利用地については、ミニ開発による虫食い状の開発や行き止まり状道路の形成を抑制するとともに、景観条例に基づく景観誘導などにより、計画的に開発の誘導を進めます。

中低層住宅地

- 第一種低層住居専用地域や第一種・第二種中高層住居専用地域は、中低層住宅地として位置づけ、建築協定などの活用により、緑豊かな落ち着いたある低層住宅地の形成を促進します。また、中低層住宅地に存する文化財を活用したオープンスペースの確保により住環境の充実を図ります。

一般住宅地

- 中低層住宅地以外の住宅地は、一定の商業・業務施設等の立地を許容した、住宅地を形成します。

5 | 工業地

- 産業の振興や雇用の確保を図り、安定した財源を確保するため、既存工業団地の産業基盤の維持・強化を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内回帰の傾向やサプライチェーン確保の重要性に鑑み、次代を支える産業（環境、健康福祉、バイオ、情報通信、自動車など成長ある産業分野等）の立地誘導を図るべく、工業地の拡大を推進します。
- 準工業地域の大規模集客施設の立地の制限により、市街地への都市機能の集約を図ります。
- 工業団地では、良好な環境の形成に向けて敷地内の緑化などを推進します。

6 | 田園ゾーン

- 市街化調整区域は、田園ゾーンとして位置づけ、食糧生産の確保や田園風景・自然環境の保全等の「農地の多面的機能」の維持・確保の観点から、優良農地の保全を図るとともに、農用地以外の土地利用への無秩序な転用を抑制します。
- 観光・レクリエーション地に隣接する農地については、観光農園や農業体験の機会を図るなど、立地条件を活かした土地利用を図ります。
- 田園ゾーンに位置する集落地については、田園と調和のとれた良好な集落地の形成に向けて、生活道路や排水施設等の整備、自然環境の保全を図るとともに、地区計画制度の導入や空き家・空き地の活用による集落のコミュニティの維持・活性化を図ります。
- 浜街道から今市地先におけるレインボーロード沿道は、無秩序な開発を抑制するとともに、産業基盤の確保の観点から、地区計画制度等の都市計画手法の活用により、周辺の良好な自然環境などの立地特性を活かし、準工業地域と同等の企業立地による秩序ある土地利用を図ります。



第5章 施策の大綱

1 …心が輝く学びのふるさとづくり

1 | 人権をおもんじ、信頼し合える風土づくり

一人ひとりの人権を尊重し、同和問題をはじめとしたあらゆる差別を解決するため、お互いがお互いの立場を認め合い信頼し合える風土づくりを進めます。すべての市民がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会の実現をめざします。

【人権・同和・平和、男女共同参画】

2 | 未来を担う人材の育成と生涯学習環境の充実

郷土守山に誇りを持ち、かつ、現代の国際化・情報化社会に柔軟に対応できる子どもが育つよう、子どもの可能性を伸ばす教育を推進し、生きる力と思いやりを育む教育の充実に努めます。また、家庭や地域の教育力を高めるとともに、家庭・学校・地域が連携しながら青少年が健やかに育つ環境づくりを推進します。

さらに、市民が世代を越えて集い、学び、語り合い、人生を豊かにする活動や交流ができる文化・スポーツ等様々な生涯学習の環境整備に努めます。

【就学前教育、学校教育、社会教育・青少年育成、スポーツ】

3 | 市民の多彩な活動の環境づくり

自治会等のコミュニティ活動を活性化するとともに、ボランティア、NPO等の育成や活動支援を行い、市民相互の連携によるまちづくりを進めます。

【コミュニティ】

4 | 多文化共生のまちづくり

姉妹都市との交流や、市民参加による多様な草の根の国際交流を推進し、市民の国際理解の向上に取り組みます。また、在住外国人が地域社会で安心して日常生活を営めるよう、労働・居住・医療・福祉・教育等各方面での環境整備を図り、外国人の自立と日本人との相互理解を促進し、多文化共生社会の実現をめざします。

【多文化共生、国際交流】

5 | 文化を伝え、育む風土づくり

先人から受け継がれた地域の文化財や伝統文化に誇りを持ち、次世代へつなぐためにその保存・継承を積極的に行います。

また、子どもの頃から日本・守山の文化に触れる機会の充実に努め、豊かな心を育む情操教育の充実に努めます。

さらに、守山独自の文化・芸術を創造するために、市民の文化・芸術活動を支援し、市内外にまちの魅力を発信できる人づくりと仕組みづくりを推進します。

【文化財・文化・芸術】



2 …絆で輝く安心のふるさとづくり

1 | 支え合い、協力し合うまちづくり

すべての市民が、生活の拠点である地域で安心して幸せに生活できるよう、在宅での暮らしを支える仕組みとして、福祉・保健・医療等の関係諸機関による連携体制の充実を図ります。同時に、家庭・隣近所での支え合いや地域の福祉活動団体、ボランティア、NPO等「地域ぐるみの連携」の強化に重点的に取り組みます。

【地域福祉】

2 | 障害者が地域の中で自立して生活できるまちづくり

障害者が地域の中で地域の人々とともに自立した日常生活を送り、その能力を十分発揮できるよう支援体制の充実を図ります。また、障害児に対する就学前対応や教育内容の充実を図り、地域社会の中で見守り、育てていける環境づくりに取り組みます。さらに、利用者の自己選択・自己決定と利用者の立場に立ったサービス提供を前提に、利用者が安心して利用できるようサービスの量および質の確保を図ります。

【障害者（児）福祉】

3 | 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者が生涯にわたって安心し、いきいきと暮らしていくことができるよう、日常生活や心身の状況に即した医療・介護・福祉サービスの充実や介護予防の推進を図るとともに、その基盤の整備を進めます。また、高齢者自身が生きがいを持ち、自らの意思で自分らしく生きていける地域社会づくりの支援に努めます。

【高齢者福祉】

4 | 安心して子どもを生み育てやすい環境づくり

子どもの健やかな成長を育める環境づくりに努めるとともに、保育サービスの充実、子育て支援施設の充実などにより、安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、保健活動や医療機関との連携等により、安心して子どもを生みやすい環境づくりに努めます。

【児童福祉】

5 | 生涯を通じた健康づくり

市民の健康に対する意識を高め、運動や食育などを通じた自主的な健康づくり活動を支援するとともに、生活習慣病を予防するために健康診査や保健指導など実効性の高い対策を総合的に展開します。また、母子保健や育児相談・育児教室や心の健康づくりに向けた支援事業の充実に取り組みます。

【健康づくり・保健予防】

6 | 医療体制の充実

市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携により質の高い医療の充実を図ります。

また、多様化・高度化する市民の医療ニーズに対応できるよう、広域的な連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

【医療】

7 | 社会保障の充実

誰もが安心して生活するために基盤となる年金・保険・医療制度等の社会保障制度についての市民への周知と適正な運営に取り組みます。また、母子・父子福祉、生活困窮者対策については必要とする人の生活を保障するとともに、その自立を支援します。

【母子・父子福祉、生活困窮者対策、保険・年金】



3 …まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

1 | 魅力ある農業の振興

優良農地の保全と農村が持つ豊かな環境の維持に努めます。また、生産性と経営効率が高く安定的な農業経営を進めるために、農地の集約化、意欲ある農業の担い手の育成、農業技術の向上等農業経営の基盤強化とあわせ、農村のコミュニティの活性化を推進します。また、食に対する安全意識が高まっていることから地産地消への取組を進めるとともに、地元農産物の消費拡大などに取り組みます。

【農業】

2 | 地域の特色を活かした水産業の振興

琵琶湖固有種の生息数回復をめざし豊かな琵琶湖の生態系を取り戻すため、繁殖場であるヨシ帯の環境改善に取り組むとともに、湖辺の農地を活用した「ゆりかご水田事業」を推進します。また、琵琶湖産魚介類のPR活動などへの支援を通じて水産業の振興に努めます。

【水産業】

3 | にぎわいと活力をつくる商業・工業の振興

地域に雇用や活力を創出する工業の振興、環境に配慮した企業誘致の推進を図ります。

商工団体と連携し中小企業への支援に努めるとともに、商店の近代化支援、担い手の育成、活気ある商店街、商業地づくりをめざします。また、多様な消費者ニーズに対応した魅力ある商店街の形成に取り組めます。

【商工業】

4 | 観光の振興

琵琶湖、田園風景、歴史資源など豊かな自然環境との共生をめざした観光の振興を図ります。また、商業施設やスポーツ施設等とのネットワーク化の推進、来訪者が観光情報を得やすい環境整備、近隣市と連携した広域的な観光事業の展開、市民が来訪者と観光交流するまちづくりなどを推進します。

【観光】

5 | 安心して働くための環境づくり

勤労者が安心して働くことができる環境整備、福利厚生の実施を事業者にも求めるとともに、勤労者のスキルアップを支援します。

若年者から高齢者まで、障害の有無に関わらず就労を希望するすべての市民を対象に、就労に関する情報や人材を確保したい企業の情報を的確に把握し、就労支援相談体制を整え、就労希望者が自分に適した職業につくための支援を行います。

【勤労者福祉・就労支援】

6 | 安全で住みよいまちづくり

地震や台風などの自然災害に対し、市民・自主防災組織と行政が互いに協力するとともに、家庭における住まいの耐震化や非常用備蓄品の準備を啓発するなど災害に強いまちづくりを進めます。また、消防・救急体制の充実、交通安全対策の推進、防犯体制の強化、安全・安心な消費生活等、事故や犯罪から市民の生命や財産を守り、安心して暮らせる地域社会の形成をめざします。さらに、ユニバーサルデザインの推進により、誰もが自由に移動できる交通環境・施設環境の充実を図りその意識啓発や普及に努めます。

【危機管理、防災・消防・救急、交通安全・防犯、消費生活】

7 | 快適な都市基盤の整備

快適で秩序ある都市環境づくり推進のために、都市景観に配慮した計画的な市街地整備、住環境整備、道路整備などの事業を推進します。また、自然景観や生態系に配慮した河川整備、局地的な降雨に対する排水路の整備、水環境の保全と快適な生活環境の確保のための上・下水道の整備を推進します。さらに、車に頼らなくても不便を感じることなく移動できる総合交通体系の充実に取り組めます。情報通信分野では、市民の情報選択・活用能力の向上などを支援し高度情報化社会への対応に取り組めます。

【都市計画、都市景観、住宅・宅地、河川、上・下水道、総合交通体系、情報通信】



4 …水辺とみどりが輝くうるおいのふるさとづくり

1 | 豊かな水環境と憩いの空間づくり

市民の健康づくりと憩いの場として、うるおい・安らぎを与える公園や緑地の整備を推進するとともに、市民・市民公益活動団体・民間事業所・行政の協働による維持管理に取り組みます。また、水辺環境の保全と創出に努めるとともに、公園・緑地、河川、街路樹等の計画的な整備を行い、水とみどりのネットワークの形成に努めます。

公共施設の緑化を率先的に推進し、市民や企業等による民有地や民間施設の緑化を支援します。

【公園、緑化、水辺環境】

2 | 循環型社会の構築

資源の有限性に対する市民への意識啓発を強化するとともに、地球温暖化に影響をおよぼす温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を削減するための取組を進めます。

また、地球環境への影響を最小限に抑える循環型社会の構築に向けて、市民・市民公益活動団体・民間事業所・行政の協働によるごみの減量化や再資源化、廃棄物の適正処理、公害防止などに取り組みます。

【地球環境保全、廃棄物対策・リサイクル、公害防止】

3 | 自然と調和したまちづくり

琵琶湖、野洲川、豊かなみどりを形成する田園、そこに舞うホタルなどの美しい自然環境を守り育て活用するための事業に市民と協働で取り組むとともに、自然景観の保全に努めます。また、地域環境の美化や環境学習を積極的に推進し、市民の環境保護意識の高揚を図り、積極的に環境活動に参加する市民の輪を広げていきます。

【生活環境、自然環境】



第6章

守山市総合計画とSDGsの一体的な推進について

(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)

○ SDGsとは

平成27年(2015年)9月に国際連合において採択された、「誰一人取り残さない」を理念として、令和12年(2030年)までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境等の地球規模の課題解決に向けて、先進国・発展途上国問わず、共に統合的に取り組むことが示されています。

○ 第5次守山市総合計画とSDGs

本市のまちづくりの総合的な指針となる「第5次守山市総合計画」は、本市が直面する産業・福祉・環境等のあらゆる課題に対する取組を包括的に示しており、これまでにその多くの取組がSDGsの理念と合致するものであることから、今後におきましても、総合計画とSDGsをより一体的に推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities and Local Governments) では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール	ゴールの説明および自治体行政の果たし得る役割
(貧困) 1 貧困をなくそう	目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
(飢餓) 2 飢餓をゼロに	目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
(保健) 3 すべての人に健康と福祉を	目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
(教育) 4 質の高い教育をみんなに	目標 4 すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
(ジェンダー) 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化(エンパワーメント)を行う 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
(水・衛生) 6 安全な水とトイレを世界中に	目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
(エネルギー) 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
(経済成長と雇用) 8 働きがいも経済成長も	目標 8 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を推進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

ゴール	ゴールの説明および自治体行政の果たし得る役割
(インフラ、産業化、イノベーション) 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標 9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの推進を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
(不平等) 10 人や国の不平等をなくそう	目標 10 各国内および各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進するうえでも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
(持続可能な都市) 11 住み続けられるまちづくりを	目標 11 包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する 包括的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
(持続可能な生産と消費) 12 つくる責任 つかう責任	目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進めるうえで持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
(気候変動) 13 気候変動に具体的な対策を	目標 13 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた対応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
(海洋資源) 14 海の豊かさを守ろう	目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
(陸上資源) 15 陸の豊かさも守ろう	目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
(平和) 16 平和と公正をすべての人に	目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会をつくるうえでも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
(実施手段) 17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していくうえで多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。